

多文化共生推進委員会設置要綱

平成13年6月15日

13生文振国第147号

生活文化局長決定

改正 平成18年3月31日

17生文振事第603号

改正 平成19年3月30日

18生都管法第1714号

改正 平成22年7月9日

22生文総総第825号

改正 平成27年7月1日

27生都地第682号

改正 平成28年7月1日

28生都地第311号

改正 令和元年10月15日

31生都地第1092号

改正 令和2年7月13日

2生都地第541号

(設置目的)

第1 外国人もより住みやすく、活躍できるまちにするための重要な課題について具体的に検討するため、多文化共生推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(検討事項)

第2 委員会は、外国人に係る東京都の施策の推進に関する事項について検討し、生活文化局長に進言及び助言する。

(構成)

第3 委員会は、外国人及び日本人の学識経験者、NGO等から、生活文化局長が依頼する20人以内の委員で構成する。

(委員任期)

第4 委員の任期は2年以内とし、補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。ただし、委員の再任は妨げない。

(委員長及び副委員長)

第5 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、委員会の会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議等)

第6 委員会は、委員長が招集する。

2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ、開くことができない。

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 委員会を招集するときは、各委員に対して、委員会の日時、場所、議題及びその他必要な事項をあらかじめ通知する。ただし、緊急の場合その他やむを得ない事由の場合は、この限りではない。

5 委員長は、必要に応じて委員以外の者の出席を求めて、意見を聴くことができる。

6 委員長は、特定の事業を調査審議するため必要があると認めるときは、委員で構成されるワーキンググループを置くとともに、関係者から意見を聴くことができる。

(公開等)

第7 委員会は公開で行うものとする。ただし、委員会の決定により非公開とすることができる。

2 委員会の会議録は、原則として公開する。

(庶務)

第8 委員会の庶務は、生活文化局都民生活部において処理する。

(補則)

第9 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は、生活文化局長が定める。

附 則

この要綱は、平成13年6月15日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年7月16日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年10月15日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年7月13日から施行する。